

## 入札説明書

群馬県では、県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「自動販売機の設置場所貸付に係る入札」を実施する。

入札に参加する者は、この説明書をよく読み、次の各事項を承知した上で参加するものとする。

### 1 入札に付する事項

#### (1) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び面積

| 物件番号 | 財産名称        | 所在地               | 貸付箇所          | 位置図  | 貸付面積                                 | 台数 |
|------|-------------|-------------------|---------------|------|--------------------------------------|----|
| 1    | 館林高等学校建物の一部 | 館林市富士原町124<br>1番地 | 本校舎東側<br>1階   | 位置図① | 2.40 m <sup>2</sup><br>(2.4m×1.00m)  | 1台 |
| 2    | 館林高等学校建物の一部 | 同上                | 本校舎西側<br>1階   | 位置図② | 2.40 m <sup>2</sup><br>(2.40m×1.00m) | 1台 |
| 3    | 館林高等学校土地の一部 | 同上                | 本校舎西側<br>渡り廊下 | 位置図③ | 2.40 m <sup>2</sup><br>(2.40m×1.00m) | 1台 |

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議のうえ決定する。

#### (2) 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

#### (3) 貸付条件等

別添仕様書による。

### 2 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にはあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にはあっては群馬県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。ただし、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（子会社又は関連会社を除く。）に委託した場合は、実績に含めないこと。
- (6) 県税を滞納していないこと。

### 3 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 日時

令和 6 年 2 月 9 日（金）午後 2 時 00 分

#### (2) 場所

群馬県館林市富士原町 1241 番地  
群馬県立館林高等学校 2 階 会議室

### 4 入札方法等

#### (1) 入札方法

入札は、1 物件ごとに行う。

入札書の提出は、直接持参又は郵送によるものとし、令和 6 年 2 月 9 日（金）午前 10 時までに群馬県立館林学校に必着とする。

直接持参する場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第 16 号）第 1 条に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間（ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。）に学校事務室に提出すること。

郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、校長宛て親展とすること。

電報、ファックス、電話、電子メールその他の方法による入札書の提出は認めない。

#### (2) 入札書の記載方法等

① 「第 1 回」 「第 2 回」 のそれぞれについて記載し、必ず 2 枚提出すること。

② 入札書は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ厳封したうえで、表封筒に中封筒を入れ提出すること。なお、各封筒への記載事項は次のとおりとする。

##### [中封筒]

- ・ 2 月 9 日開札館林高等学校自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札書在中（朱書）
- ・ 物件番号（物件 1 等）
- ・ 入札回数（第 1 回 等）
- ・ 商号又は名称
- ・ 代表者名
- ・ 担当者名及び担当者連絡先

##### [表封筒]

- ・ 自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札書在中（朱書）
- ・ 商号又は名称
- ・ 代表者名
- ・ 担当者名及び担当者連絡先

③ 氏名・印影または重要な文字が誤脱している入札書もしくは不明確な入札書は、無効とする。また、入札価格の間違いは有効な入札書として扱うので特に注意すること。

#### ④ 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とする。

ただし、物件 1 及び物件 2 の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約金額から 100 分の 10 に相当する額に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

### (3) 開札

本入札では、指定期日までの持参又は郵送により入札書の提出を受け付けるため、原則として、入札者の立会いは不要とし、当該入札に関係のない県職員を立ち会わせた上で開札を行う。

上記に関わらず、開札時の立会いを希望する者は、事前に学校事務室に連絡を行うこと。

### (4) 再度の入札

①落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

②再度の入札は 2 回までとする。

③再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

### (5) その他

①提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

②入札を公平に執行できないなど、特別な事情がある認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。

## 5 入札保証金

入札の前に入札保証金をお預かりします。3 (1) の日時までに学校事務室へ持参してください。「入札保証金提出書」の所定の欄に実印が必要となります。入札保証金は、入札見積金額の 5 % 以上です。小切手で納付する場合には、振出人が銀行である自己宛小切手を使用してください。

ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではありません。

入札保証金の全部又は一部を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除された金額に相当する額を納めなければなりません。

## 6 無効な入札等

### (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札

②同一の入札において同一人がした 2 つ以上の入札

③不正行為による入札

④入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑤記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑥入札関係職員の指示に従わない等、入札の秩序を乱した者の入札

⑦申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

⑧その他入札に関する条例に違反した入札

### (2) 失格

4 (1) の日時までに、入札書の提出がない場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

## 7 落札者の決定方法

### (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者

とする。

- (2) 落札者となるべき者が 2 者以上あるときは、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 8 契約

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 落札者は令和 6 年 2 月 14 日（水）までに、契約書に記名押印のうえ募集要項 4 の(2)の場所に提出する。契約書は 1 物件ごとに作成する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 9 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに県有財産貸付契約の解除を行うことがある。